

農道原材料支給制度

申請～整備～完了までの流れ

三木町

★令和7年度より一部内容を変更しました。

土木建設課

◆①5月上旬に「各実行組合長」に案内文書を送付します。

申請者

「実行組合長」から町の土木建設課に申請書を提出する。

◆②土木建設課へ「農道原材料支給申請書」を提出。(※9月末まで随時受付)

※注1 施工箇所はあらかじめ集落内で、協議のうえ申請してください。
※注2 業者に作業を委託する場合は、別途、「見積書」が必要となります。
(★アスファルト舗装の場合も、見積書が必要です。)

土木建設課

受付後、現地調査を実施します。

⇒ 支給要件を満たしていれば、申請者に通知します。

申請者

集落の「実行組合長」

◆③土木建設課で、「注文書」をお渡ししますので、窓口までお越しください。

※注3 生コン支給の場合は、下記の最寄りの業者を参考に決定しておいてください。

※注4 「注文書」は、現場施工時に生コン業者等に引き渡してください。

※注5 「注文書」記載分を上回る原材料や作業が発生した場合は、地元負担となります。

◆④集落側が業者へ直接、発注する。(内容、施工日の調整等)

[コンクリート舗装の場合]
★生コン業者 (近隣の業者一例)

☐ 高松レミコン(株)
☐ 多和コンクリート(株)
☐ 有松尾建材

[アスファルト舗装]/[業者に施工を任せる場合]

施工業者

★支給限度額★

◆⑤農道舗装などの実施

(工種1) 生コンクリート(直営) → 5 m²まで/集落

(工種2) アスファルト舗装 → 施工費20万円まで/集落

(工種3) 補修、改良、その他 → 費用15万円まで/集落

申請者

◆⑥施工完了後、「完了届」を提出 (※3月31日までに完了検査を受けること)

土木建設課

受理後、現地調査(※申請通りできているかどうか検査します。)

⇒ 生コン業者等からの請求を受け、町が支払う。